

仕様書

第1 件名

令和7年度 八丈島・青ヶ島観光復興誘客促進キャンペーン事業業務委託

第2 契約期間

令和8年1月27日から令和8年5月29日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第4 目的

令和7年に発生した台風第22号・第23号により被災した八丈島・青ヶ島の観光客を早期に回復させるため、様々な媒体を活用したPRキャンペーンを展開して、八丈島・青ヶ島への旅行需要喚起を図る。

第5 委託内容全般

1 委託内容

- (1) キービジュアル等・動画制作、交通広告・屋外広告等の実施
- (2) 観光PRイベントの実施
- (3) WEBサイトやSNS等を活用した情報発信
- (4) アンケートと効果測定の実施

2 全体について

受託者は本事業を滞りなく円滑に履行するため、以下の点に留意すること。

(1) 全体管理・進行管理

委託業務や採択された企画について、受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提出すること。全体スケジュールのほか、実施内容（PRイベントや情報発信等）ごとのスケジュールも提出し、円滑に業務を実施すること。進行にあたっては、運営に係る一切の業務を行うとともに、関係機関との連絡調整等、受託者の責任において必要となる手続きを行うこと。なお、実施に必要な機材や人員等は、本委託費に含める。

(2) 実施体制

制作物に関しては、短期間で実施・納品する必要があるため、それを配慮した実施体制及び体制管理を明確化に構築すること。特にPRイベントにあたっては、受託者の責任において十分な人員を配置し、責任体制を明示すること。

(3) 打合せ

本事業に係る進捗報告等のため、財団と定期的に打ち合わせを行うこと。なお、打合せ後5営業日以内に議事録を作成し、提出すること。

第6 委託内容詳細

本事業の趣旨に鑑み、八丈島・青ヶ島観光復興及び誘客促進キャンペーンとして一体的かつ効果的な内容となるよう第5に記載する取組を相互に関連付けて実施すること。東京の島の魅力を発信する観光サイト「DESTINATION TOKYO ISLANDS」

(<https://shima.metro.tokyo.lg.jp/>) (以下「東京観光サイト」という。) 及び同 SNS アカウント (Facebook 及び Instagram) と連携して実施すること。財団が本事業以外にも八丈島・青ヶ島観光復興及び誘客促進キャンペーンに資する取組を実施する場合は、可能な限り連携すること。その他、PR にあたり有効な手段があれば、企画して実施すること。

1 キービジュアル等・動画制作、交通広告・屋外広告等の実施

本事業の実施にあたり、八丈島・青ヶ島の観光復興及び誘客促進のメッセージを一体的・統一的に PR するため、キャンペーンのキービジュアル、ロゴ、ポスター、PR 動画を制作の上、交通広告、屋外広告等を行い、一連のプロモーションを効果的に実施すること。

なお、広告物の制作及び掲出において必要な一切の費用 (媒体の購入費、デザイン・制作費、印刷費、取り付け・撤去、保管に係る費用 (必要に応じて再設置等含む。)) は、本委託費に含めること。

(1) キービジュアル、ロゴ、ポスターの制作

- ・八丈島・青ヶ島の観光復興及び誘客促進のメッセージを旅行者等に訴求するキービジュアル、ロゴ、ポスターを制作すること。
- ・制作にあたり、著作権等の許諾に関する手続きが必要な場合は、全て受託者の責任において行い、使用するイラスト、写真等の素材の購入、制作、使用許可等に係る経費についても、全て本委託費に含めること。
- ・ロゴの利用は、本事業の特設ページ、動画、観光復興支援で参画する旅行会社の特設ページ、キャンペーンイベント等を想定している。
- ・広告素材ごとに1回以上財団の校正を受けること。必要に応じて入稿前に本紙校正による色校正を行うため、プリントしたカットサンプルを財団が指定する場所 (東京 23 区内) に発送すること。入稿した最終データ一式は、PDF で提出すること。
- ・掲出媒体に合わせ、レイアウトやリサイズ、画像処理等の仕様調整を受託者が実施すること。必要な費用は本委託費に含めること。
- ・ポスターのサイズ及び印刷部数 (50 部程度を想定) については、事前に財団の承認を得ること。なお、ポスターの発送や保管に必要な経費は本委託費に含めること。
- ・財団が本事業以外にも八丈島・青ヶ島観光復興及び誘客促進キャンペーンに資する取組を実施する場合は、他の事業者や団体等にもキャンペーンのキービジュアル、ロゴ、ポスター、PR 動画を提供し、相互リンクを貼るなど、連携して事業を実施すること。

(2) PR 動画の制作

- ・八丈島・青ヶ島の観光復興及び誘客促進のメッセージを旅行者等に訴求するため、プロモーション動画を八丈島と青ヶ島それぞれ1本ずつ以上制作し、本事業で実施するPRイベントや広告等に活用すること。
- ・動画の利用は、交通広告、東京都が保有するサイネージ及びSNS投稿での発信を想定しており、それに合う再生時間の動画を制作すること。
- ・動画の制作は、既存の動画や静止面を利用することを想定している。
- ・制作する動画のサイズは縦型と横型の媒体それぞれに対応できるものを制作すること。
- ・動画には英語字幕を付けるなど、外国人でも内容が理解できる内容とすること。
- ・動画には、本事業で制作したロゴを掲載と非掲載の2種類を制作すること。
- ・制作する動画の著作権等の許諾手続きは受託者にて行い、支障なく利用できるようにすること。また、本委託契約期間内に利用許諾等の契約更新が発生する場合、事前に財団に報告すること。
- ・後述する観光PRイベント（その2）において活用できるように制作すること。

(3) 交通広告・屋外広告等の実施

ア 実施概要

- ・東京都内において、主要鉄道路線、主要駅、ランドマークとなる商業施設内外、主要幹線道路等、閲覧頻度が高い効果的な媒体を選定し、本事業で制作した動画・キャンペーンポスター等を活用した広告を実施すること。
- ・媒体の選定にあたっては、掲出媒体等の特性を考慮の上、広告の訴求対象、掲出場所、掲出物の概要、掲出期間及び想定閲覧者数（リーチ数）等を明確にし、実施箇所ごとの想定リーチ数の合計をあわせて報告すること。

イ 実施期間

- ・本事業で実施するPRイベントの実施時期を含み、最も効果的な期間にて実施すること。

ウ 掲出物の設置・取付、管理・保管、撤去（処分）等

- ・履行にあたり、管理監督者（当該業務に関し十分な知識・経験を有する者）を設置し、安全かつ適切に行うこと。
- ・掲出先（媒体社等）や設置場所の管理者等と綿密な調整を行い、トラブルなく実施すること。
- ・広告掲出開始後、管理監督者において速やかに掲出確認を行い、掲出後の記録を電子データで提出すること。データは概ね500万画素以上で撮影したものとする。

(4) その他

- ・業務の履行にあたり、関連する法令や条例等を遵守の上、掲出先等の関係者や関係機関等と必要な調整を行うこと。掲出にあたり、許諾や申請手続き等が必要な場合は、必要書類等を作成し、申請先への申請手続き等を行った上、必ず許可を受けてから作業を行うこと。なお、申請手続き等は受託者の責任で行い、これに要する費用は本委託費に含める。

2 観光PRイベントの実施

八丈島・青ヶ島の観光復興及び誘客促進のメッセージを旅行者等に訴求するPRイベントを

企画・運営すること。

(1) 観光 PR イベント（その1）の概要

ア 場所

都内ターミナル駅や大型商業施設のイベントスペース等、多くの人が集まる場所

イ 時期・回数

令和8年4月以降5月上旬までに実施し、誘客効果が高いと見込まれる時期に1回以上を想定とする。

イベントの日数は実施場所の規則等を考慮し、財団に確認の上決定すること。

ウ イベントにおける PR 内容

- ・著名人を活用するなど、効果的なプロモーションを実施すること。
- ・本事業で制作したキービジュアル、PR 動画、キャンペーン PR ポスター等のほか、「島しょ地域魅力 PR 事業」で別途財団が制作したパンフレットやノベルティ、八丈町や青ヶ島村その他観光関連団体等が制作した観光ポスター、チラシ、パンフレット、パネル、VR、PR 映像等を配架・展示等し観光情報を提供すること。

エ 特産品の PR、販売

- ・八丈島・青ヶ島それぞれの特産品を紹介するとともに、販売を行うこと。
- ・特産品の PR は、特産品の配布、試食等、効果的な PR を実施すること。
- ・特産品の販売を行う場合は、原則として、仕入先の事業者とは委託販売で契約を締結すること。なお、仕入先の事業者から契約形態等について要望があった場合は、別途財団に確認すること。また、販売に伴う収入は、全て仕入先の各事業者に帰属するものとし、受託者は一切の販売手数料を事業者より徴収しないものとする。
- ・特産品の選定にあたっては、特定の事業者の商品に偏らないよう、バランスを考慮した商品となるよう工夫すること。また、受託者の責任において、特産品の販売等を行う事業者との調整を行うこと。販売時は商品の在庫管理を適切に行い、特に食品に関しては消費期限・製造年月日の確認を必ず実施し、不適切な扱いや販売等をしないこと。

(2) イベント（その1）実施における留意事項

ア 運営

- ・イベント会場の借りに係る費用は本委託費に含めること。
- ・イベント会場の運営規則等を確認し、遵守すること。
- ・イベント実施に必要な許認可（建築基準法、食品衛生法、消防法、酒類関係等）について、関係機関と事前協議し取得すること。取得にあたっては、道路交通法等の関係法令や施設使用の利用規約等を遵守すること。各種申請等の提出を行う際には、各関係機関へ十分な連絡調整を行うこと。
- ・関係各所や個人からイベント等について問合せがあった際は、適切な対応をすること。

イ 人員

- ・イベント運営にあたっては、現地責任者を定め、会場の規模や業務量に応じ、必要な実施要員を配置すること。
- ・イベント実施に係る賠償責任保険、傷害保険に加入すること。

- ・八丈島及び青ヶ島の役場、観光協会、観光関連事業者等に対し、必要に応じてイベントへの参加を依頼し、PR や特産品紹介の協力を依頼する等、適宜連携しながら進めること。
- ・八丈島・青ヶ島の役場、観光協会、観光関連事業者等の関係者がイベントに参加する場合は、実費を本委託費にて負担すること。宿泊手配等が発生した場合は、受託者の責任において行うこと。
- ・夜間、ブース内の物品や備品を管理するための警備員を配置すること。ただし、イベント主催者側が警備を担当する場合や施錠できる場所に物品や備品を保管できる場合は、この限りではない。
- ・事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において速やかに対応するとともに財団へ報告すること。

ウ その他

- ・記録のため、写真や録画等を行い、データを提出すること。写真等は、PR 用の広報素材としても使用する場合を想定し、著作権等の許諾に関する必要な手続きを行った上で納品すること。

(3) 観光 PR イベント（その2）の概要

ア 場所

都庁第一本庁舎2階北側のイベントスペースや都庁展望台イベントスペース等（どちらも8,000mm×6,400mm程度の広さを想定）を想定している。

イ 時期・回数

令和8年3月上旬～中旬の土日を含む1週間程度で1回を想定している。

- ・設営準備は開催日前日を想定し、撤収作業はイベント終了日翌日を想定している。
- ・イベント実施場所やイベント日数の詳細は、設営準備及び実施場所の規則等を考慮し、財団と協議の上決定すること。

ウ イベントにおける PR 内容

- ・本事業で制作したキービジュアル、PR 動画、キャンペーン PR ポスター等のほか、「島しょ地域魅力 PR 事業」で制作したパンフレットやノベルティ、八丈町、青ヶ島村その他観光関連団体等で制作している観光ポスター、チラシ、パンフレット、パネル、PR 映像等を配架・展示する等し、観光情報を提供すること。

(4) イベント（その2）実施における留意事項

ア 運営

- ・イベント会場の運営規則等を確認し、遵守すること。
- ・イベント実施に必要な許認可（建築基準法、食品衛生法、消防法、酒類関係等）について、関係機関に事前に確認し取得すること。取得にあたっては、道路交通法等の関係法令や施設使用の利用規約等を遵守すること。各種申請等の提出を行う際には、各関係機関へ十分な連絡調整を行うこと。
- ・関係各所や個人からイベント等について問合せがあった際は、適切な対応をすること。

イ 人員

- ・イベント運営にあたっては、イベント実施中に常に実施要員を配置することは不要とするが、現地責任者を定め、必要な場合は速やかに対応できるようにすること。
- ・イベント実施に係る賠償責任保険、傷害保険に加入すること。
- ・事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において速やかに対応するとともに財団へ報告すること。

ウ その他

- ・記録のために写真や録画等を行い、データを提出すること。写真等は、PR用の広報素材としても使用する場合を想定し、著作権等の許諾に関する必要な手続きを行った上で納品すること。

3 WEB サイトや SNS 等を活用した情報発信

本事業の観光 PR イベントや広告等と連動し、以下の内容を実施すること。

(1) WEB サイトを活用した PR

- ・東京観光サイトにおいて、以下の内容を含む本事業のキャンペーン特設ページを制作し、本事業の情報発信をすること。
- ・東京観光サイトにおけるキャンペーン特設ページの制作等については、当該サイトの委託事業者と連携し、対応すること。

ア ランディングページの制作

八丈島・青ヶ島に関するお知らせ・情報を更新できるページ構成にすること。

イ 本事業で実施する PR イベントの情報を掲載すること

ウ 本事業で制作する PR 動画を掲載すること

エ 本 WEB サイトの更新にあたっては、別紙 1 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠すること。

(2) SNS を活用した PR

- ・東京観光サイトの SNS アカウント (Facebook 及び Instagram) において、本事業で実施する PR イベントの情報や PR 動画等の発信を行うこと。
- ・投稿数は、最低 4 回 (サイト公開、旅行クーポンのキャンペーン開始時、動画掲載、イベント情報等) を想定。
- ・原稿・素材をそれぞれの SNS 管理事業者に提出し、配信を依頼すること。

(3) WEB 広告・SNS 広告

- ・本事業で制作する WEB サイトの特設ページや記事、PR イベント情報等の誘引を図るため、効果的な WEB 広告・SNS 広告等を実施すること。
- ・実施にあたり、効果的な広告を行うことができるターゲティングを選定の上、代表的な検索サイト (Google、Yahoo 等) におけるバナー広告や検索連動型広告、代表的なソーシャルメディアを活用した広告等、広告手法及び期間を選定すること。選定の際は、リーチ数等の根拠データを明示すること。
- ・PR 動画については YouTube での広告を活用し、魅力発信を図ること。

- ・実施に際し、必要なバナーデザイン等を制作すること。

4 アンケートと効果測定の実施

(1) アンケート

- ・本事業で実施する観光 PR イベント（その1）において、来場者数やアンケート回答数等の KPI を設定し、達成度を測定すること。
- ・PR イベントの来場者アンケートは、結果をとりまとめた上で、来場者の特性や八丈島・青ヶ島の認識等について分析を行うこと。また、アンケートの実施にあたっては、事業目的に鑑み、本イベント等の効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に財団の承認を得た上で実施すること。なお、来場者数等は可能な限り正確に把握すること。

(2) 効果測定

本事業で実施する交通広告、屋外広告、WEB 広告、SNS 広告においても、KPI を設定の上、達成度を測定し、適宜財団へ報告すること。効果測定の項目や内容は、実施状況に応じて定期的に測定を行い、施策の改善が必要な場合は、分析結果や改善案を提示すること。

第7 実施報告結果

委託完了後に事業実施報告書を提出すること。事業実施報告書は、「八丈島・青ヶ島観光復興誘客促進キャンペーン事業」実施結果について、各報告書（製本した成果物2部及び電子データ2部）を財団に提出すること。

第8 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第10 秘密の保持

受託者は、第9により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*1 第14に定めるところによる。

*1 https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

第12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第13 個人情報の保護等

- 1 「東京観光財団個人情報取扱要領」*2を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」*3に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

*2 https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*3 https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- (1) 第6 4 (1) で受託者が収集するイベント参加者からのアンケートの情報(氏名、性別、メールアドレス)
- (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやcookieなど)も(1)と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」*4及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*1に定められた事項を遵守すること。
*4 https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf
また、第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。
 - (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
 - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- 3 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
 - (1) 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやcookieなど)も(1)と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

第14 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。

【連絡先】

公益財団法人東京観光財団
地域振興部事業課
電話：03-5579-2682